

告示

埼玉県告示第二百二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
企業版ふるさと納税支援サービスを利用して納付される寄附金の収納事務	東京都品川区東品川二丁目三番十一号 株式会社JTB 代表取締役社長執行役員 山北 栄二郎	令和六年二月二十日から令和六年三月三十一日まで